

令和4年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第35条第1項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和4年9月30日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
1	富士市江尾	1050-48	99	ほ	17	山林	0.0786	スギ	59		2022. 9. 30	5年 (2028. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
2	富士市江尾	1050-49	99	ほ	18	山林	0.1249	スギ	59						
3	富士市江尾	1050-50	99	ほ	19	山林	0.1163	スギ	59						
4	富士市江尾	1050-55	99	ほ	11	山林	0.3322	ヒノキ	58						
5	富士市比奈	3171-1-4	62	い	12	山林	0.0793	ヒノキ	48						
6	富士市比奈	3171-15	99	ち	1	畑	0.0105	ヒノキ	56						
			99	ち	2		ヒノキ	48							
7	富士市比奈	99	99	ち	16	山林	0.0254	ヒノキ	56						
8	富士市比奈	100				山林	0.4535								
9	富士市比奈	128	99	へ	3	山林	0.0482	クヌギ	61						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士市江尾	1050-48	99	ほ	17	山林	0.0786	スギ	59				S3-02
2	富士市江尾	1050-49	99	ほ	18	山林	0.1249	スギ	59				S3-02
3	富士市江尾	1050-50	99	ほ	19	山林	0.1163	スギ	59				S3-02
4	富士市江尾	1050-55	99	ほ	11	山林	0.3322	ヒノキ	58				S3-02
5	富士市比奈	3171-1-4	62	い	12	山林	0.0793	ヒノキ	48				S3-03
6	富士市比奈	3171-15	99	ち	1	畑	0.0105	ヒノキ	56				S3-03
			99	ち	2			ヒノキ	48				
7	富士市比奈	99	99	ち	16	山林	0.0254	ヒノキ	56				S3-04
8	富士市比奈	100				山林	0.4535						S3-04
9	富士市比奈	128	99	へ	3	山林	0.0482	クヌギ	61		S3-06		

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
10	富士市比奈	130	99	へ	5	山林	0.0383	クスギ	61		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
11	富士市比奈	131				山林	0.0198								
12	富士市比奈	132				山林	0.0171								
13	富士市比奈	376	100	ほ	16	山林	0.4641	ヒノキ	54						
14	富士市比奈	383	100	ほ	27	山林	0.0479	ヒノキ	66						
15	富士市比奈	391	100	ほ	35	山林	0.1028	ヒノキ	53						
16	富士市比奈	392	100	ほ	36	山林	0.0231	ヒノキ	53						
17	富士市比奈	393				山林	0.0244								
18	富士市比奈	394				山林	0.0082								
19	富士市比奈	395				山林	0.3765								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
10	富士市比奈	130	99	へ	5	山林	0.0383	クヌギ	61			S3-06	
11	富士市比奈	131				山林	0.0198					S3-06	
12	富士市比奈	132				山林	0.0171					S3-06	
13	富士市比奈	376	100	ほ	16	山林	0.4641	ヒノキ	54			S3-06	
14	富士市比奈	383	100	ほ	27	山林	0.0479	ヒノキ	66			S3-06	
15	富士市比奈	391	100	ほ	35	山林	0.1028	ヒノキ	53			S3-06	
16	富士市比奈	392	100	ほ	36	山林	0.0231	ヒノキ	53			S3-06	
17	富士市比奈	393				山林	0.0244					S3-06	
18	富士市比奈	394				山林	0.0082					S3-06	
19	富士市比奈	395				山林	0.3765					S3-06	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林(A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
20	富士市比奈	107	99	ち	10	山林	0.0304	スギ	58		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
21	富士市比奈	108				山林	0.1223								
22	富士市江尾	1050-44-1	99	と	6	畑	0.0766	ヒノキ	56		<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>				
23	富士市比奈	3168-3	62	い	36	畑	0.1573	ヒノキ	49						
24	富士市比奈	3169-3-3	62	い	37	畑	0.1289	ヒノキ	49						
			62	い	41			ヒノキ	51						
25	富士市江尾	1051-78	99	ろ	15	畑	0.0919	ヒノキ	61						
26	富士市比奈	125	99	ち	34	山林	0.1077	ヒノキ	51						
			99	ち	35			ヒノキ	51						
27	富士市比奈	3169-6	62	い	19	畑	0.1467	ヒノキ	49						

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
20	富士市比奈	107	99	ち	10	山林	0.0304	スギ	58				S3-07
21	富士市比奈	108				山林	0.1223					S3-07	
22	富士市江尾	1050-44-1	99	と	6	畑	0.0766	ヒノキ	56			S3-07	
23	富士市比奈	3168-3	62	い	36	畑	0.1573	ヒノキ	49			S3-11	
24	富士市比奈	3169-3-3	62	い	37	畑	0.1289	ヒノキ	49			S3-11	
			62	い	41			ヒノキ	51				
25	富士市江尾	1051-78	99	ろ	15	畑	0.0919	ヒノキ	61			S3-12	
26	富士市比奈	125	99	ち	34	山林	0.1077	ヒノキ	51			S3-12	
			99	ち	35			ヒノキ	51				
27	富士市比奈	3169-6	62	い	19	畑	0.1467	ヒノキ	49			S3-12	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考						
			62	い	20			広葉樹	40		2022.9.30	5年 (2028.3.31)				
			62	い	21			広葉樹	40							
28	富士市江尾	1051-87	99	ろ	11	山林	0.1507	ヒノキ	66				<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>	
29	富士市江尾	1052-42	99	ろ	12	山林	0.1024	ヒノキ	57							
			99	ろ	13			ヒノキ	66							
			99	ろ	14			ヒノキ	66							
30	富士市比奈	3162-2	62	い	55	山林	0.3087	スギ ヒノキ	60							
31	富士市比奈	3163-1	62	い	56	山林	1.2988	スギ ヒノキ	60							
			99	と	8			ヒノキ	56							
			99	ぬ	1			ヒノキ	61							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			62	い	20			広葉樹	40				
			62	い	21			広葉樹	40				
28	富士市江尾	1051-87	99	ろ	11	山林	0.1507	ヒノキ	66			S3-14	
29	富士市江尾	1052-42	99	ろ	12	山林	0.1024	ヒノキ	57			S3-14	
			99	ろ	13			ヒノキ	66				
			99	ろ	14			ヒノキ	66				
30	富士市比奈	3162-2	62	い	55	山林	0.3087	スギ ヒノキ	60			S3-16	
31	富士市比奈	3163-1	62	い	56	山林	1.2988	スギ ヒノキ	60			S3-16	
			99	と	8			ヒノキ	56				
			99	ぬ	1			ヒノキ	61				

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
32	富士市江尾	1050-73	99	ろ	23	山林	0.4905	ヒノキ	55		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
33	富士市江尾	1050-29-1	62	い	6	畑	0.0466	ヒノキ	48						
34	富士市江尾	1050-31	62	い	7	山林	0.0323	ヒノキ	48						
35	富士市比奈	3171-1-1	62	い	8	山林	0.4578	ヒノキ	48						
36	富士市比奈	3171-1-3	62	い	9	畑	0.0370	ヒノキ	48						
37	富士市比奈	3171-2	62	い	10	山林	0.0135	ヒノキ	48						
38	富士市比奈	3171-3	62	い	11	畑	0.0033	ヒノキ	48						
39	富士市比奈	3171-5	62	い	15	山林	0.0528	ヒノキ	49						
40	富士市比奈	3171-8	62	い	22	山林	0.0981	ヒノキ	49						
41	富士市比奈	3171-9	99	ち	3	山林	0.0674	ヒノキ	56						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
32	富士市江尾	1050-73	99	ろ	23	山林	0.4905	ヒノキ	55				S3-17
33	富士市江尾	1050-29-1	62	い	6	畑	0.0466	ヒノキ	48				S3-19
34	富士市江尾	1050-31	62	い	7	山林	0.0323	ヒノキ	48				S3-19
35	富士市比奈	3171-1-1	62	い	8	山林	0.4578	ヒノキ	48				S3-19
36	富士市比奈	3171-1-3	62	い	9	畑	0.0370	ヒノキ	48				S3-19
37	富士市比奈	3171-2	62	い	10	山林	0.0135	ヒノキ	48				S3-19
38	富士市比奈	3171-3	62	い	11	畑	0.0033	ヒノキ	48				S3-19
39	富士市比奈	3171-5	62	い	15	山林	0.0528	ヒノキ	49				S3-19
40	富士市比奈	3171-8	62	い	22	山林	0.0981	ヒノキ	49				S3-19
41	富士市比奈	3171-9	99	ち	3	山林	0.0674	ヒノキ	56				S3-19

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
42	富士市比奈	3171-10	99	ち	4	山林	0.0214	ヒノキ	56		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
43	富士市比奈	3171-11	99	ち	6	畑	0.0433	ヒノキ	56						
44	富士市比奈	3171-12	99	ち	17	山林	0.0310	スギ ヒノキ	56						
45	富士市比奈	3171-13	99	ち	24	山林	0.0386	スギ ヒノキ	56						
46	富士市比奈	3171-14				畑	0.0007								
47	富士市江尾	1052-48	99	い	13	畑	0.2095	ヒノキ	58						
				ろ	1			ヒノキ	58						
48	富士市江尾	1050-29-2	99	ち	5	山林	0.0363	ヒノキ	56						
49	富士市江尾	1050-47-5	99	ほ	20	山林	0.0307	ヒノキ	56						
50	富士市江尾	1050-47-6				山林	0.0449								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
42	富士市比奈	3171-10	99	ち	4	山林	0.0214	ヒノキ	56				S3-19
43	富士市比奈	3171-11	99	ち	6	畑	0.0433	ヒノキ	56			S3-19	
44	富士市比奈	3171-12	99	ち	17	山林	0.0310	スギ ヒノキ	56			S3-19	
45	富士市比奈	3171-13	99	ち	24	山林	0.0386	スギ ヒノキ	56			S3-19	
46	富士市比奈	3171-14				畑	0.0007					S3-19	
47	富士市江尾	1052-48	99	い	13	畑	0.2095	ヒノキ	58			S3-21	
			99	ろ	1			ヒノキ	58				
48	富士市江尾	1050-29-2	99	ち	5	山林	0.0363	ヒノキ	56			S3-22	
49	富士市江尾	1050-47-5	99	ほ	20	山林	0.0307	ヒノキ	56			S3-22	
50	富士市江尾	1050-47-6				山林	0.0449					S3-22	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
51	富士市 比奈	3171-4	99	ち	1	山林	0.0317	ヒノキ	56		2021.7.20	5.7年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
52	富士市 比奈	3171-16	99	ち	2	山林	0.0201	ヒノキ	48		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
53	富士市 江尾	1050-55-3	99	ほ	5	畑	0.2105	ヒノキ	53						
54	富士市 江尾	1050-58	99	ほ	6	畑	0.1018	ヒノキ	53						
55	富士市 江尾	1050-59				畑	0.0932								
56	富士市 江尾	1050-61				畑	0.0903								
57	富士市 江尾	1050-53	99	へ	24	畑	0.0244	ヒノキ	66						
58	富士市 江尾	1051-68	99	へ	29	畑	0.1371	広葉樹	66						
59	富士市 比奈	151-1				山林	0.0317								
60	富士市 比奈	155-1				山林	0.0515								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
51	富士市比奈	3171-4	99	ち	1	山林	0.0317	ヒノキ	56				S3-22
52	富士市比奈	3171-16	99	ち	2	山林	0.0201	ヒノキ	48			S3-22	
53	富士市江尾	1050-55-3	99	ほ	5	畑	0.2105	ヒノキ	53			S3-23	
54	富士市江尾	1050-58	99	ほ	6	畑	0.1018	ヒノキ	53			S3-23	
55	富士市江尾	1050-59				畑	0.0932					S3-23	
56	富士市江尾	1050-61				畑	0.0903					S3-23	
57	富士市江尾	1050-53	99	へ	24	畑	0.0244	ヒノキ	66			S3-23	
58	富士市江尾	1051-68	99	へ	29	畑	0.1371	広葉樹	66			S3-23	
59	富士市比奈	151-1				山林	0.0317					S3-23	
60	富士市比奈	155-1				山林	0.0515					S3-23	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
61	富士市 比奈	213	99	は	7	山林	0.0879	ヒノキ	55		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
62	富士市 比奈	215	99	は	8	山林	0.1157	ヒノキ	55						
63	富士市 江尾	1052-53	99	い	10	畑	0.1629	ヒノキ	46		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
64	富士市 比奈	308	99	い	11	山林	0.0386	ヒノキ	46						
65	富士市 比奈	309	100	ほ	5	山林	0.0307	ヒノキ	46						
66	富士市 比奈	310				山林	0.2528								
67	富士市 比奈	311				山林	0.0413								
68	富士市 比奈	167	99	と	7	山林	0.0429	ヒノキ	56		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
69	富士市 江尾	1050-43	99	と	13	山林	0.2552	ヒノキ	56						
70	富士市 比奈	204	99	に	5	山林	0.0664	ヒノキ	68						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
61	富士市比奈	213	99	は	7	山林	0.0879	ヒノキ	55				S3-23
62	富士市比奈	215	99	は	8	山林	0.1157	ヒノキ	55			S3-23	
63	富士市江尾	1052-53	99	い	10	畑	0.1629	ヒノキ	46			S3-23	
64	富士市比奈	308	99	い	11	山林	0.0386	ヒノキ	46			S3-23	
65	富士市比奈	309	100	ほ	5	山林	0.0307	ヒノキ	46			S3-23	
66	富士市比奈	310				山林	0.2528					S3-23	
67	富士市比奈	311				山林	0.0413					S3-23	
68	富士市比奈	167	99	と	7	山林	0.0429	ヒノキ	56			S3-26	
69	富士市江尾	1050-43	99	と	13	山林	0.2552	ヒノキ	56			S3-26	
70	富士市比奈	204	99	に	5	山林	0.0664	ヒノキ	68			S3-28	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
71	富士市 比奈	359	100	ほ	6	山林	0.1378	ヒノキ	46		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
72	富士市 比奈	374	100	ほ	14	山林	0.5348	ヒノキ 広葉樹	61						
73	富士市 江尾	1050-77-2	99	は	5	畑	0.1897	スギ ヒノキ	55						
74	富士市 江尾	1051-75	99	ろ	12		0.1474	ヒノキ	57						
75	富士市 江尾	1051-76	100	ほ	19		0.1269	ヒノキ	54						
76	富士市 比奈	322	100	ほ	20	山林	0.0175	ヒノキ	54						
77	富士市 比奈	323				山林	0.0528								
78	富士市 比奈	339	99	い	27	山林	0.0532	スギ	55						
79	富士市 比奈	340	99	ろ	35	山林	0.0013	スギ	55						
80	富士市 比奈	341	99	ろ	36	山林	0.1309	スギ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
71	富士市比奈	359	100	ほ	6	山林	0.1378	ヒノキ	46				S3-28
72	富士市比奈	374	100	ほ	14	山林	0.5348	ヒノキ 広葉樹	61				S3-29
73	富士市江尾	1050-77-2	99	は	5	畑	0.1897	スギ ヒノキ	55				S3-30
74	富士市江尾	1051-75	99	ろ	12		0.1474	ヒノキ	57				S3-31
75	富士市江尾	1051-76	100	ほ	19		0.1269	ヒノキ	54				S3-31
76	富士市比奈	322	100	ほ	20	山林	0.0175	ヒノキ	54				S3-31
77	富士市比奈	323				山林	0.0528						S3-31
78	富士市比奈	339	99	い	27	山林	0.0532	スギ	55				S3-31
79	富士市比奈	340	99	ろ	35	山林	0.0013	スギ	55				S3-31
80	富士市比奈	341	99	ろ	36	山林	0.1309	スギ	55				S3-31

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
81	富士市 比奈	342				山林	0.0158				2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
82	富士市 江尾	1050-94	99	と	10	畑	0.0231	ヒノキ	56						
83	富士市 比奈	377	100	ほ	19	山林	0.3424	ヒノキ	54						
84	富士市 比奈	382	100	ほ	20	山林	0.0733	ヒノキ	54						
			100	ほ	21		ヒノキ	54							
			100	ほ	22		ヒノキ	55							
			100	ほ	26		ヒノキ	54							
85	富士市 比奈	3170-1	62	い	4	山林	0.2330	広葉樹	47						
86	富士市 比奈	3170-2	62	い	22	山林	0.1302	スギ ヒノキ	49						
87	富士市 比奈	3170-3	62	い	24	山林	0.0803	スギ 広葉樹	49						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
81	富士市比奈	342				山林	0.0158						S3-31
82	富士市江尾	1050-94	99	と	10	畑	0.0231	ヒノキ	56			S3-33	
83	富士市比奈	377	100	ほ	19	山林	0.3424	ヒノキ	54			S3-35	
84	富士市比奈	382	100	ほ	20	山林	0.0733	ヒノキ	54			S3-35	
			100	ほ	21			ヒノキ	54				
			100	ほ	22			ヒノキ	55				
			100	ほ	26			ヒノキ	54				
85	富士市比奈	3170-1	62	い	4	山林	0.2330	広葉樹	47			S3-35	
86	富士市比奈	3170-2	62	い	22	山林	0.1302	スギ ヒノキ	49			S3-35	
87	富士市比奈	3170-3	62	い	24	山林	0.0803	スギ 広葉樹	49			S3-35	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
88	富士市 比奈	3170-4	62	い	28	山林	0.0224	スギ ヒ ノ キ	49		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
89	富士市 比奈	3171-1-6	99	ち	2	畑	0.1028	ヒノキ	48						
90	富士市 比奈	3169-4	62	い	38	山林	0.2773	ヒノキ	54						
91	富士市 江尾	1050-36	99	へ	6	山林	0.0138	ヒノキ	56						
92	富士市 江尾	1050-38	99	へ	4	山林	0.0416	クヌギ	61						
93	富士市 比奈	344	100	ほ	29	山林	0.0158	ヒノキ	66						
94	富士市 比奈	345				山林	0.0647	ヒノキ	66						
95	富士市 比奈	346				山林	0.0575								
96	富士市 比奈	349				山林	0.0039								
97	富士市 比奈	350				山林	0.0019								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称		
88	富士市比奈	3170-4	62	い	28	山林	0.0224	スギヒノキ	49				S3-35	
89	富士市比奈	3171-1-6	99	ち	2	畑	0.1028	ヒノキ	48				S3-35	
90	富士市比奈	3169-4	62	い	38	山林	0.2773	ヒノキ	54				S3-37	
91	富士市江尾	1050-36	99	へ	6	山林	0.0138	ヒノキ	56				S3-38	
92	富士市江尾	1050-38	99	へ	4	山林	0.0416	クヌギ	61				S3-38	
93	富士市比奈	344	100	ほ	29	山林	0.0158	ヒノキ	66				S3-39	
94	富士市比奈	345	100	ほ	31	山林	0.0647							S3-39
95	富士市比奈	346				山林	0.0575							S3-39
96	富士市比奈	349				山林	0.0039							S3-39
97	富士市比奈	350				山林	0.0019							S3-39

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
98	富士市比奈	385				山林	0.0330				2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
99	富士市比奈	386				山林	0.1884								
100	富士市比奈	388				山林	0.1590								
101	富士市比奈	397				山林	0.1375								
102	富士市比奈	201	99	に	4	山林	0.0945	ヒノキ	68						
103	富士市比奈	202	99	に	6	山林	0.0244	広葉樹	68						
104	富士市比奈	203				山林	0.0320								
105	富士市比奈	324				山林	0.0287								
106	富士市比奈	299	99	い	2	山林	0.1018	広葉樹	46						
107	富士市比奈	300	99	い	3	山林	0.3418	タケ 広葉樹	64						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
98	富士市 比奈	385				山林	0.0330						S3-39
99	富士市 比奈	386				山林	0.1884					S3-39	
100	富士市 比奈	388				山林	0.1590					S3-39	
101	富士市 比奈	397				山林	0.1375					S3-39	
102	富士市 比奈	201	99	に	4	山林	0.0945	ヒノキ	68			S3-40	
103	富士市 比奈	202	99	に	6	山林	0.0244	広葉樹	68			S3-40	
104	富士市 比奈	203				山林	0.0320					S3-40	
105	富士市 比奈	324				山林	0.0287					S3-40	
106	富士市 比奈	299	99	い	2	山林	0.1018	広葉樹	46			S3-40	
107	富士市 比奈	300	99	い	3	山林	0.3418	タケ 広 葉樹	64			S3-40	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
108	富士市 比奈	302	99	い	4	山林	0.0608	ヒノキ 広葉樹	64		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
109	富士市 比奈	330	99	い	13	山林	0.1857	ヒノキ 広葉樹	68						
110	富士市 比奈	331	99	い	14	山林	0.2571	ヒノキ	68		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
				い	23			広葉樹	67						
				い	24			ヒノキ 広葉樹	67						
111	富士市 江尾	1050-41	99	と	12	畑	0.0975	ヒノキ	58		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
112	富士市 江尾	1050-47-1	99	ほ	20	畑	0.0327	スギ ヒ ノキ	56						
113	富士市 江尾	1050-47-2	99	へ	31	畑	0.0363	スギ ヒ ノキ	59		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
114	富士市 江尾	1050-47-3	99	り	3	畑	0.0251	ヒノキ	54						
115	富士市 比奈	180	99	ぬ	18	山林	0.0125	ヒノキ	56		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受 託し、利用間伐、森林 作業道開設等の木材生 産業務及び木材販売業 務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受 託し、火災、病虫害及 び気象災害等の状況を 確認するため、年1回 以上、林道などの既設 道からの目視による森 林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提 案書に基づいて、丙 は、森林施業を実施す るとともに、溪畔林に おける伐採等は控える など生物多様性に配慮 する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
115	富士市 比奈	180	99	ぬ	18	山林	0.0125	ヒノキ	56						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
108	富士市比奈	302	99	い	4	山林	0.0608	ヒノキ 広葉樹	64			S3-40	
109	富士市比奈	330	99	い	13	山林	0.1857	ヒノキ 広葉樹	68			S3-40	
110	富士市比奈	331	99	い	14	山林	0.2571	ヒノキ	68			S3-40	
			99	い	23			広葉樹	67				
			99	い	24			ヒノキ 広葉樹	67				
111	富士市江尾	1050-41	99	と	12	畑	0.0975	ヒノキ	58			S3-41	
112	富士市江尾	1050-47-1	99	ほ	20	畑	0.0327	スギ ヒノキ	56			S3-43	
113	富士市江尾	1050-47-2		へ	31	畑	0.0363	スギ ヒノキ	59			S3-43	
114	富士市江尾	1050-47-3		り	3	畑	0.0251	ヒノキ	54			S3-43	
115	富士市比奈	180		ぬ	18	山林	0.0125	ヒノキ	56			S3-43	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
116	富士市比奈	181				山林	0.0056				2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
117	富士市比奈	182				山林	0.0165								
118	富士市比奈	183				山林	0.0307								
119	富士市江尾	1050-96	99	と	8	山林	0.0271	ヒノキ	56						
120	富士市江尾	1051-88	99	ろ	18	畑	0.0803	ヒノキ	61						
121	富士市江尾	1051-93	99	ろ	19	畑	0.0968	ヒノキ	64						
122	富士市江尾	1050-79	99	は	14	山林	0.4376	ヒノキ	55						
123	富士市比奈	3149	62	は	1	山林	0.6218	広葉樹	65						
			62	い	43		ヒノキ	50							
124	富士市江尾	1050-44-2	99	と	5	畑	0.0571	ヒノキ	56						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
116	富士市比奈	181				山林	0.0056						S3-43
117	富士市比奈	182				山林	0.0165					S3-43	
118	富士市比奈	183				山林	0.0307					S3-43	
119	富士市江尾	1050-96	99	と	8	山林	0.0271	ヒノキ	56			S3-44	
120	富士市江尾	1051-88	99	ろ	18	畑	0.0803	ヒノキ	61			S3-45	
121	富士市江尾	1051-93	99	ろ	19	畑	0.0968	ヒノキ	64			S3-45	
122	富士市江尾	1050-79	99	は	14	山林	0.4376	ヒノキ	55			S3-47	
123	富士市比奈	3149	62	は	1	山林	0.6218	広葉樹	65			S3-47	
			62	い	43			ヒノキ	50				
124	富士市江尾	1050-44-2	99	と	5	畑	0.0571	ヒノキ	56			S3-48	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
125	富士市江尾	1050-44-3	99	と	6	畑	0.0528	ヒノキ	56		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
126	富士市比奈	161	99	へ	14	山林	0.2770	クスギ	66						
127	富士市比奈	3169-2	62	い	29	山林	0.0195	ヒノキ	54						
128	富士市比奈	3169-8	62	い	30	畑	0.0952	ヒノキ	54						
129	富士市比奈	3169-9	62	い	31	畑	0.1120	ヒノキ	54						
			62	い	32		ヒノキ	54							
			62	い	34		ヒノキ	49							
130	富士市比奈	106	99	ち	10	山林	0.0135	広葉樹	58						
131	富士市比奈	156-1	99	へ	23	山林	0.0314	スギ	58						
132	富士市比奈	301	99	い	12	山林	0.0895	ヒノキ	57						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考			
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称				
125	富士市江尾	1050-44-3	99	と	6	畑	0.0528	ヒノキ	56				S3-48			
126	富士市比奈	161	99	へ	14	山林	0.2770	クヌギ	66				S3-48			
127	富士市比奈	3169-2	62	い	29	山林	0.0195	ヒノキ	54				S3-49			
128	富士市比奈	3169-8				62	い			30		畑	0.0952			S3-49
129	富士市比奈	3169-9				62	い			31		畑	0.1120	ヒノキ	54	
			62	い	32		ヒノキ	54								
			62	い	34		ヒノキ	49								
130	富士市比奈	106	99	ち	10	山林	0.0135	広葉樹	58				S3-50			
131	富士市比奈	156-1	99	へ	23	山林	0.0314	スギ	58				S3-50			
132	富士市比奈	301	99	い	12	山林	0.0895	ヒノキ	57				S3-50			

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
133	富士市 江尾	1052-44	99	い	16	畑	0.1242	広葉樹	57		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
134	富士市 比奈	332	99	い	17	山林	0.2386	ヒノキ 広葉樹	57						
135	富士市 比奈	333	99	ろ	9	山林	0.0462	ヒノキ 広葉樹	57						
136	富士市 比奈	358	100	ほ	4	山林	0.0895	ヒノキ	48						
137	富士市 比奈	396	100	ほ	34	山林	0.2300	ヒノキ	67						
138	富士市 江尾	1050-72	99	ろ	28	畑	0.2869	スギ	62						
139	富士市 江尾	1050-92	99	と	10	畑	0.0109	ヒノキ	56						
140	富士市 江尾	1050-93				畑	0.0763								
141	富士市 比奈	4				山林	0.0095								
142	富士市 間門	382	63	い	13	山林	1.0981	ヒノキ	48						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											（A）の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
133	富士市 江尾	1052-44	99	い	16	畑	0.1242	広葉樹	57			S3-50	
134	富士市 比奈	332	99	い	17	山林	0.2386	ヒノキ 広葉樹	57			S3-50	
135	富士市 比奈	333	99	ろ	9	山林	0.0462	ヒノキ 広葉樹	57			S3-50	
136	富士市 比奈	358	100	ほ	4	山林	0.0895	ヒノキ	48			S3-52	
137	富士市 比奈	396	100	ほ	34	山林	0.2300	ヒノキ	67			S3-52	
138	富士市 江尾	1050-72	99	ろ	28	畑	0.2869	スギ	62			S3-53	
139	富士市 江尾	1050-92	99	と	10	畑	0.0109	ヒノキ	56			S3-55	
140	富士市 江尾	1050-93				畑	0.0763					S3-55	
141	富士市 比奈	4				山林	0.0095					S3-55	
142	富士市 間門	382	63	い	13	山林	1.0981	ヒノキ	48			S3-56	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
143	富士市間門	384	63	い	14	山林	0.3699	ヒノキ	48		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
144	富士市間門	385	63	い	15	山林	0.0459	ヒノキ	48						
145	富士市間門	386	63	い	16	山林	0.1061	ヒノキ	48						
146	富士市間門	387	63	い	17	山林	0.2885	ヒノキ	44						
			63	い	18			ヒノキ	54						
147	富士市比奈	352	100	ほ	1	山林	0.0175	ヒノキ	54						
148	富士市比奈	354	100	ほ	2	山林	0.3276	ヒノキ	48						
149	富士市比奈	360	100	ほ	7	山林	0.2132	スギ	54						
150	富士市比奈	361	100	ほ	8	山林	0.2373	ヒノキ	46						
151	富士市比奈	362	100	ほ	9	山林	0.2846	ヒノキ	46						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
143	富士市 間門	384	63	い	14	山林	0.3699	ヒノキ	48				S3-56
144	富士市 間門	385	63	い	15	山林	0.0459	ヒノキ	48			S3-56	
145	富士市 間門	386	63	い	16	山林	0.1061	ヒノキ	48			S3-56	
146	富士市 間門	387	63	い	17	山林	0.2885	ヒノキ	44			S3-56	
			63	い	18		ヒノキ	54					
147	富士市 比奈	352	100	ほ	1	山林	0.0175	ヒノキ	54			S3-56	
148	富士市 比奈	354	100	ほ	2	山林	0.3276	ヒノキ	48			S3-56	
149	富士市 比奈	360	100	ほ	7	山林	0.2132	スギ	54			S3-56	
150	富士市 比奈	361	100	ほ	8	山林	0.2373	ヒノキ	46			S3-56	
151	富士市 比奈	362	100	ほ	9	山林	0.2846	ヒノキ	46			S3-56	

整理 番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実 施権の始期	経営管理実 施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基 づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除し てなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法
番号	所在	地番	林班	準 林班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齢	備考					
152	富士市 比奈	363				山林	0.0304				2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。</p> <p>3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。</p>
153	富士市 比奈	185	99	り	1	山林	0.2267	ヒノキ	54						
154	富士市 比奈	186	99	り	2	山林	0.0165	ヒノキ	54						
155	富士市 比奈	187	99	り	4	山林	0.0519	ヒノキ	54						
156	富士市 比奈	188				山林	0.0105								
157	富士市 江尾	1050-35	99	へ	6	畑	0.0760	ヒノキ	56						
158	富士市 比奈	109	99	へ	7	山林	0.0390	ヒノキ	56						
159	富士市 比奈	110	99	へ	8	山林	0.1381	ヒノキ	58						
160	富士市 比奈	134	99	へ	9	山林	0.0687	ヒノキ	58						
161	富士市 比奈	135	99	ち	11	山林	0.0204	スギ	63						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
152	富士市比奈	363				山林	0.0304						S3-56
153	富士市比奈	185	99	リ	1	山林	0.2267	ヒノキ	54				S3-56
154	富士市比奈	186	99	リ	2	山林	0.0165	ヒノキ	54				S3-56
155	富士市比奈	187	99	リ	4	山林	0.0519	ヒノキ	54				S3-56
156	富士市比奈	188				山林	0.0105						S3-56
157	富士市江尾	1050-35	99	へ	6	畑	0.0760	ヒノキ	56				S3-59
158	富士市比奈	109	99	へ	7	山林	0.0390	ヒノキ	56				S3-59
159	富士市比奈	110	99	へ	8	山林	0.1381	ヒノキ	58				S3-59
160	富士市比奈	134	99	へ	9	山林	0.0687	ヒノキ	58				S3-59
161	富士市比奈	135	99	ち	11	山林	0.0204	スギ	63				S3-59

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
162	富士市比奈	136	99	ち	12	山林	0.0406	ヒノキ	56		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
163	富士市比奈	164	99	ち	13	山林	0.1537	ヒノキ	56						
164	富士市江尾	1050-65	99	に	7	山林	0.1480	スギ	68		1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。				
			99	ほ	15			スギ	68						
			99	ぬ	19			スギ	68						
165	富士市比奈	172	99	へ	31	山林	0.0839	ヒノキ	59						
166	富士市比奈	303	99	い	5	山林	0.1302	広葉樹	64						
167	富士市比奈	304	99	い	6	山林	0.1110	スギ	58						
168	富士市比奈	305	99	い	7	山林	0.3239	広葉樹	64						
169	富士市比奈	353	100	ほ	1	山林	0.1636	ヒノキ	56						

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法
・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法
・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法
・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項
・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。
・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。
・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。
・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期
・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法
・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）											(A) の森林所有者（甲）		備考					
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称						
162	富士市比奈	136	99	ち	12	山林	0.0406	ヒノキ	56			S3-59						
163	富士市比奈	164	99	ち	13	山林	0.1537	ヒノキ	56			S3-59						
164	富士市江尾	1050-65	99	に	7	山林	0.1480	スギ	68			S3-60						
			99	ほ	15			スギ	68									
			99	ぬ	19			スギ	68									
165	富士市比奈	172	99	へ	31	山林	0.0839	ヒノキ	59			S3-61						
166	富士市比奈	303	99	い	5	山林	0.1302	広葉樹	64			S3-61						
167	富士市比奈	304								99		い	6	山林	0.1110	スギ	58	S3-61
168	富士市比奈	305								99		い	7	山林	0.3239	広葉樹	64	S3-61
169	富士市比奈	353								100	ほ	1	山林	0.1636	ヒノキ	56	S3-61	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元						(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正						(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
170	富士市江尾	1050-76	99	ろ	22	山林	0.1233	ヒノキ	58		2022.9.30	5年 (2028.3.31)	<p>1. 森林経営</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 <p>2. 森林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 <p>3. 森林施業</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 	<p>木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法</p> <p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 <p>3. 木材生産業務費の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 <p>4. 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。 	<p>1. 時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。 <p>2. 相手方及び方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。
171	富士市江尾	1052-43	99	ろ	10	山林	0.1679	スギ	58						
172	富士市江尾	1052-45	99	ろ	5	山林	0.2409	ヒノキ	54						
173	富士市江尾	1052-49	99	ろ	8	山林	0.1761	ヒノキ	54						
174	富士市比奈	318	99	い	28	山林	0.2614	ヒノキ	54						
					29			ヒノキ	54						
					30			ヒノキ	54						
175	富士市比奈	325	99	い	18	山林	0.0347	スギ ヒノキ	54						
176	富士市比奈	327	99	い	19	山林	0.1242	ヒノキ	57						
177	富士市江尾	1051-77	99	い	27	山林	0.3438	ヒノキ	55						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
170	富士市江尾	1050-76	99	ろ	22	山林	0.1233	ヒノキ	58			S3-62	
171	富士市江尾	1052-43	99	ろ	10	山林	0.1679	スギ	58			S3-62	
172	富士市江尾	1052-45	99	ろ	5	山林	0.2409	ヒノキ	54			S3-62	
173	富士市江尾	1052-49	99	ろ	8	山林	0.1761	ヒノキ	54			S3-62	
174	富士市比奈	318	99	い	28	山林	0.2614	ヒノキ	54			S3-62	
			99	い	29			ヒノキ	54				
			99	い	30			ヒノキ	54				
175	富士市比奈	325	99	い	18	山林	0.0347	スギ ヒノキ	54			S3-62	
176	富士市比奈	327	99	い	19	山林	0.1242	ヒノキ	57			S3-62	
177	富士市江尾	1051-77	99	い	27	山林	0.3438	ヒノキ	55			S3-62	

整理番号	配S3	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)			(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元							(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)			(名称) 富士市長 小長井 義正							(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積(ha)	現況樹種	現況林齢	備考					
			99	ろ	34			スギ ヒノキ	55		2022.9.30	5年 (2028.3.31)			
178	富士市比奈	357	99	い	9	山林	0.1041	スギ	65						
			100	ほ	3			スギ	65						
179	富士市比奈	3169-1	62	い	33	山林	0.2036	ヒノキ	54						
			62	い	39			ヒノキ	49						
180	富士市比奈	3	99	ぬ	1	山林	0.0647	ヒノキ	61						
181	富士市比奈	7	99	ぬ	2	山林	0.1008	ヒノキ	61						
182	富士市比奈	8	99	ぬ	2	山林	0.0909	ヒノキ	61						
183	富士市比奈	3164-3	62	い	53	山林	0.0330	ヒノキ	49						
184	富士市比奈	3166-2-1	62	い	47	山林	0.0271	ヒノキ	49						

1. 森林経営
 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。

2. 森林管理
 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。

3. 森林施業
 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。

1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法
 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。

2. 木材の販売収入の額の算定方法
 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。

3. 木材生産業務費の算定方法
 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。
 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。

4. 留意事項
 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。
 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。
 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。
 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。

1. 時期
 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかに行う。

2. 相手方及び方法
 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しにより行う。

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）										（A）の森林所有者（甲）		備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齢	備考	住所又は所在地		氏名又は名称
			99	ろ	34			スギ ヒノキ	55				
178	富士市 比奈	357	99	い	9	山林	0.1041	スギ	65				S3-62
			100	ほ	3			スギ	65				
179	富士市 比奈	3169-1	62	い	33	山林	0.2036	ヒノキ	54				S3-62
			62	い	39			ヒノキ	49				
180	富士市 比奈	3	99	ぬ	1	山林	0.0647	ヒノキ	61				S3-63
181	富士市 比奈	7	99	ぬ	2	山林	0.1008	ヒノキ	61				S3-65
182	富士市 比奈	8	99	ぬ	2	山林	0.0909	ヒノキ	61				S3-66
183	富士市 比奈	3164-3	62	い	53	山林	0.0330	ヒノキ	49				S3-67
184	富士市 比奈	3166-2-1	62	い	47	山林	0.0271	ヒノキ	49				S3-67

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											(A) の森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齢	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
185	富士市 比奈	3166-2-2	62	い	48	山林	0.1127	ヒノキ	49				S3-67
186	富士市 比奈	3166-2-3	62	い	50	山林	0.0452	ヒノキ	49				S3-67

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）	所在地	静岡県富士宮市原942番地	株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元	印
---------------	-----	---------------	-----------------------	---

権利を設定をする市町村（乙）	所在地	静岡県富士市永田町 1 丁目100番地	富士市長 小長井 義正	印
----------------	-----	---------------------	-------------	---

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を収受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

(2) 森林施業による測量の実施

- ① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。
- ② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。
- ③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

(3) 丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

(4) 乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

(5) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(6) 経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(7) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合
 - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
 - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
 - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
 - オ 正当な理由がなくて(3)の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、(10)により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。
- ② 丙は、（１）、（２）、（１０）、（１４）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
- ② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（１）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

- ① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。
- ② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。